

長野農業振興地域整備計画書（案）

令和9年3月

長野県 長野市

目 次

| | |
|---|----|
| 第1 農用地利用計画 | 1 |
| 1 土地利用区分の方向 | 1 |
| (1) 土地利用の方向 | 1 |
| ア 土地利用の構想 | 1 |
| イ 農用地区域の設定方針 | 1 |
| (2) 農業上の土地利用の方向 | 2 |
| ア 農用地等利用の方針 | 2 |
| イ 用途区分の構想 | 3 |
| 2 農業地利用計画 | 4 |
| 第2 農業生産基盤の整備開発計画 | 5 |
| 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 | 5 |
| 2 農業生産基盤整備開発計画 | 6 |
| 第3 農用地等の保全計画 | 7 |
| 1 農用地等の保全の方向 | 7 |
| 2 農用地等の保全整備計画 | 7 |
| 3 農用地等保全のための活動 | 7 |
| (1) 流動化及び利用集積 | 7 |
| (2) 多面的機能の維持 | 7 |
| (3) 都市・農村交流を通じた保全 | 8 |
| (4) 環境にやさしい農業の推進による農地の保全 | 8 |
| 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ 総合的な利用の促進計画 | 9 |
| 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用に関する誘導方向 | 9 |
| 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ 総合的な利用の促進を図るための方策 | 9 |
| (1) 農用地等の流動化 | 9 |
| (2) 農作業の受委託の促進 | 9 |
| (3) 組織体制 | 9 |
| 第5 農業近代化施設の整備計画 | 10 |
| 1 農業近代化施設の整備の方向 | 10 |
| 第6 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備計画 | 11 |
| 1 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備 | 11 |

| | |
|---------------------------|----|
| 2 農業を担うべき者のための支援の活動 | 12 |
| (1) 新規就農の促進 | 12 |
| (2) 多様な担い手の育成 | 12 |
| (3) 女性農業者の参画促進 | 12 |
| (4) 農業・農村に対する理解の促進 | 13 |
| 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画 | 14 |
| 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 | 14 |
| 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 | 14 |
| 第8 生活環境施設の整備計画 | 15 |
| 1 生活環境施設の整備の目標 | 15 |

長野農業振興地域整備計画の見直しに当たって

1 農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）に基づいて策定するもので、農業の健全な発展と食料の安定供給を確保するため、秩序ある土地利用、農地の効率的な利用、優良農地の保全を図ることを目的としています。

県が「長野農業振興地域」の指定を行い、本市は、国が策定する基本指針及び県が策定する農業振興地域整備基本方針との整合を図りながら、「長野農業振興地域整備計画」を策定しています。

2 見直しの背景

本市農業においては、農業者の高齢化と人口減少に伴い農地の遊休荒廃化が進む厳しい状況が続いている。このため、令和4年度から始まった第二期長野市農業振興アクションプランにおいては、「多様な担い手づくりと農地の有効利用の推進」及び「地域の特性を活かした生産振興と販売力強化の促進」の2つの重点施策を掲げ、40の具体的な取組を実施しているところであります。

また、これまでには「人・農地プラン」が作成され、中心経営体への農地の利用集積が図られてきましたが、令和4年度に農業経営基盤強化促進法が一部改正され、将来の農地利用の姿を明確化するために市町村と地域との協議の場の設定が求められました。本市においても地域との協議を重ね、その結果を取りまとめた「地域計画」を令和7年3月に策定しました。

国においては令和6年6月に「改正食料・農業・農村基本法」が施行されました。近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料・農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るために基本理念が見直されたものであり、我が国の農業政策は大きな転換点を迎えた。

こうした国や本市施策の動向及び令和5年3月に見直された県の基本方針を踏まえ、概ね10年先を見据えて本計画の見直しを行うものです。

3 計画の位置付け

長野農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全し、転用を制限（土地利用を規制）するための計画で、長野市農業振興条例に基づき策定した「第二期長野市農業振興アクションプラン」と連携しながら、本市農業の振興を図ります。

4 計画の期間

本計画は、おおむね 10 年先を見通して策定するもので、計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 か年とします。なお、今後の社会情勢の変化により、必要がある場合は見直しを行います。

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 自然条件

本市は、長野県の北部に位置し、面積は 834.81 km²で、長野盆地と周辺の中山間地域からなり、山々を源とする大小多数の河川による扇状地が長野盆地の中央部を流れる千曲川と犀川に向かい広がっています。標高は、最低地 327.4m から最高地 2,353m と平坦地から山岳地帯まで大きな高低差があります。

気候は、温帯湿潤気候に属し、年平均気温はおよそ 12°C、年間降水量はおよそ 1,000mm です。日本海側気候であり内陸盆地という地理的条件により、いわゆる内陸性が強く、夏季の日中の気温は標高の割に高めですが、朝夕は涼しく、真夏でもしのぎやすい気候です。

一方、冬の晴れた朝方の冷え込みは厳しく、春先には果樹・野菜等の農作物の凍霜害がしばしば発生しています。

(イ) 土地利用

行政区域 83,481 ha のうち、市街化区域 5,953 ha、市街化調整区域 14,208 ha で、農業振興地域として 43,536 ha が指定されています。

都市計画については、市街地のスプロール化を防ぎ、秩序ある市街地整備を進めるために、市街化区域、市街化調整区域の線引きが決められ、見直しが行われてきました。

農用地については、住宅地や事業所用地への転用等の都市的土地区画整理事業への転換や中山間地域における遊休農地の増加等により減少傾向にあります。

良好な農地を保全するため、市街地の外延的な拡大を抑制し、農地のもつ多面的機能の維持増進に努めながら、秩序ある土地利用の誘導を図っていきます。

イ 農用地区域の設定方針

農用地区域は、集落内に点在する農地を除く優良農地や利用権設定等による集団的農用地等を重点に設定します。

本地域において、農振法第 10 条第 3 項各号の基準により設定されている農用地区域 8,494 ha (R7.4.1 現在) から、次の表に掲げる 236 ha を除いた 8,258 ha について農用地区域を設定します。

(農用地区域から除く面積)

単位 : ha

| 地 域 | 自然山林 | 非農地 | 孤立農地 | 法定不適当 | 総 計 |
|------------|------|-----|------|-------|-----|
| 北 部 | 6 | 31 | 2 | 1 | 40 |
| 西 部 | 12 | 148 | 1 | 2 | 163 |
| 南 部 | 1 | 6 | 0 | 1 | 8 |
| 南東部 | 1 | 5 | 0 | 1 | 7 |
| 市街地及び周辺平坦部 | 1 | 6 | 0 | 11 | 18 |
| 合 計 | 21 | 196 | 3 | 16 | 236 |

北 部 地 域：浅川、芋井、戸隠、鬼無里

西 部 地 域：小田切、七二会、信更、大岡、信州新町、中条

南 部 地 域：篠ノ井、川中島、更北

南東部地域：松代、若穂

市街地及び周辺平坦部地域：

第一、第二、芹田、古牧、古里、柳原、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、豊野

自 然 山 林：山林原野化している農地のうち農業上の利用確保が困難な土地（航空写真による確認）

非 農 地：農業委員会において非農地決定された土地（平成23～令和3年度利用状況調査）

孤 立 農 地：上記の自然山林・非農地を除外することによって集団的に存在する農用地から孤立する農地、集落区域内などに介在する農地

法定不適当：道路、河川など農用地等とすることが不適当な土地

（道路区域 15 h a 、鉄道施設区域 0.3 h a 、水道施設区域 0.2 h a 、電気施設区域0.1 h a ）

（2）農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農業振興地域内の農用地（面積 8,258 h a ）について、生産性の高い農地利用と安定した農業経営を目指し、農用地区域内における農用地等利用方針（用途別面積）を、次のとおりとします。

なお、将来の用途別面積は、これまでのすう勢が今後も継続した場合における農地面積の減少と本市の各土地利用計画を反映し、8,179 h a と推計しています。

単位: ha

| 区分 地域 | 農用地 | | | 採草放牧地 | | | 農業用施設用地 | | | 合計 | | |
|----------------|-------|-------|-----|-------|-----|----|---------|----|----|-------|-------|-----|
| | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 |
| 北 部 | 1,569 | 1,569 | 0 | 204 | 204 | 0 | 3 | 3 | 0 | 1,776 | 1,776 | 0 |
| 西 部 | 2,250 | 2,250 | 0 | 57 | 57 | 0 | 7 | 7 | 0 | 2,314 | 2,314 | 0 |
| 南 部 | 1,489 | 1,469 | ▲20 | 0 | 0 | 0 | 22 | 22 | 0 | 1,511 | 1,491 | ▲20 |
| 南東部 | 1,494 | 1,474 | ▲20 | 11 | 11 | 0 | 8 | 8 | 0 | 1,513 | 1,493 | ▲20 |
| 市街地及び 周辺平坦部 | 1,113 | 1,074 | ▲39 | 23 | 23 | 0 | 7 | 7 | 0 | 1,143 | 1,104 | ▲39 |
| 合 計 | 7,915 | 7,836 | ▲79 | 295 | 295 | 0 | 48 | 48 | 0 | 8,258 | 8,179 | ▲79 |

イ 用途区分の構想

自然条件・土地条件・土地基盤整備の現状を勘案して、地域ごとに用途区分を行います。次の5地区においては、それぞれ地域に適した作物の導入・栽培を促進します。

(ア) 北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里）

この地域は、南斜面の傾斜地帯と山間の平坦地で、豊かな自然に恵まれた農業地帯ですが、農地は分散しています。

浅川・芋井地区では、りんごを中心にして果樹が栽培され、立地条件により水稻や野菜も栽培されています。

戸隠・鬼無里地区では、水稻、野菜などの栽培が行われ、戸隠ではそばが特産品として生産されています。

また、戸隠牧場は、公共牧場として畜産農家からの預託を中心に畜産振興の役割を担つており、観光機能を備えたふれあい牧場としても利用されています。

(イ) 西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条）

この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間地帯で傾斜地が多く、山林と農地が混在しています。犀川流域の一部に平坦地もあります。

小田切・七二会・信更地区では、りんごを中心とした果樹、水稻、野菜が栽培されています。信更地区の一部は、優良な種類の生産地帯となっています。

大岡地区は、水稻を中心に栽培され、標高の高い山間地では冷涼な気候をいかしたリンゴなどの花きや野菜が栽培されています。

信州新町・中条地区では、小梅、りんご、柿などの果樹を栽培しているほか、信州新町では水稻、中条では野菜・豆類が栽培されています。

西山といわれるこの地域では、品質のよい豆類がとれ、特に大豆は「西山大豆」として知られています。

また、信州新町では、羊肉（サフォーク）を生産しており、特産品として振興を図っています。

(ウ)南部地域（篠ノ井・川中島・更北）

この地域は、犀川と千曲川に挟まれた肥沃な平坦地で、篠ノ井地区の一部西側が中山間地域となっています。

この地域では、りんご、ももを中心とした果樹の栽培が盛んで、特にもの品種改良によるブランド化に取り組んでいます。また平坦地は、水稻の栽培も行われています。

(エ)南東部地域（松代・若穂）

この地域は千曲川と南東部の山並みに囲まれており、中山間地域と扇状地、千曲川流域の平坦地からなり、畑地帯と水田地帯に大別されます。

松代地区では、長いも、伝統野菜の松代一本ネギなど多種の野菜が栽培され、果樹ではぶどうのほか、りんご、ももが栽培されています。

若穂地区では、りんごを中心にぶどうなどの果樹が栽培され、平坦地では水稻も栽培されています。

(オ)市街地及び周辺平坦部地域

（第一・第二・芹田・古牧・古里・柳原・大豆島・朝陽・若槻・長沼・安茂里・豊野）

この地域は、市街地近郊の扇状地及び平坦地からなっており、畑地帯と水田地帯に大別されます。

市街地北東部の若槻・長沼・豊野地区では、りんごを中心とした果樹栽培が行われています。また、平坦部においては、水稻や野菜が栽培されています。

2 農用地利用計画

別記の「農用地区域図」のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

用途区分の構想に基づき生産性の高い土地利用を推進するためには、まず農業生産基盤の整備が最優先とされることから、水田地帯については大型機械化体系の確立が重要であり、用排水路の整備、農道の新設、改良、舗装等の整備が必要となっています。

一方、畠地帯は農道の整備改良をして果樹等の大型機械化作業体系の確立を図るとともに、畠地かんがい施設の有効利用により農業生産の向上に努めます。また、農用地の有効かつ高度利用を図るため、地域別に農用地の集団化と担い手への集約化を推進します。

また、老朽化した土地改良施設の改修を計画的に実施し、農地の利用に支障が出ることのないようにします。

ア 北部地域（浅川・芋井・戸隠・鬼無里）

この地域は、北部に山間地として広がる地域です。現況の農用地は畠地で果樹・野菜・そばが多く、一部には水田地帯が点在しています。野菜地帯は、高冷地では場整備が概成していますが、果樹園地帯は傾斜地で作業効率が悪い状況となっています。

このため、農用地に必要な農道の改良・整備を行い、栽培し易い条件と大型機械化の作業体系を充実させるとともに、水田地帯では、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。

イ 西部地域（小田切・七二会・信更・大岡・信州新町・中条）

この地域は、犀川を北と南に挟んで広がる中山間傾斜地帯で、水田地帯と畠地帯に大別されます。畠地のうち野菜地帯の一部は、集団的に整備されていますが、果樹園および水田地帯は傾斜地にあり作業効率が悪い状況です。

このため、農道の新設・改良整備を行うとともに、かんがい排水事業やため池等整備事業を実施し、生産性の向上を図ります。

ウ 南部地域（篠ノ井・川中島・更北）

この地域は、犀川と千曲川に挟まれた肥沃な平坦地で、水田地帯と畠地帯に大別されます。水田地帯は、平坦地では場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのほ場は水源確保が困難な地域もあり、ため池整備やかんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。

エ 南東部地域（松代・若穂）

この地域は、東部と南部が山並みに囲まれ、北側に千曲川が流れる扇状地帯で畠地と水

田地帯に大別されます。水田地帯は、平坦地はほ場整備が実施されており生産性は高いものの、中山間部にかけてのは場は水源確保が困難な地域もあり、かんがい排水事業を実施して、生産性の向上を図ります。

オ 市街地及び周辺平坦部地域

(第一・第二・芹田・古牧・古里・柳原・大豆島・朝陽・若穂・長沼・安茂里・豊野)

この地域は、市街地の東部と北部に平坦地として広がっており、畑地帯と水田地帯に大別されます。

畑地は主に果樹と野菜が中心に栽培されており、基盤が比較的整備された、農業のし易い地域であり、かんがい排水事業を実施して生産性の向上を図ります。千曲川に接する果樹地帯では大雨による浸水被害が多く、大規模河川改修事業（浅川治水対策など）を含めた排水事業の推進が必要です。

一方、水田地帯はほ場整備が概成していますが、用排水路の改良整備を行い、生産性の向上を図るとともに優良農地の保全に努めています。

2 農業生産基盤整備開発計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 備考 |
|-------|----------------------------|-------|-----------|-----|
| | | 受益地区 | 受益面積(h a) | |
| 用水改良 | 畑かん施設改修 L=500m | 豊野 | 240 | 別図① |
| 用水改良 | 取水口改修 1箇所 導水路補強工 L=397m | 若穂 | 80 | 別図② |
| 用水改良 | 揚水機改修 3基 | 川田 | 50 | 別図③ |
| 用水改良 | 用水路改修 L=500m | 塩崎 | 110 | 別図④ |
| 区画整理 | ほ場整備 A=10 h a | 清野 | 10 | 別図⑤ |
| 区画整理 | ほ場整備 A=16 h a | 豊栄 | 16 | 別図⑥ |

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業委員会による利用状況調査によると、令和6年度の本市の荒廃農地は2,254haに達し、荒廃農地率は約21.6%となっています。農地の遊休・荒廃化は、周囲の農地利用を阻害する要因となり、地域全体の農地にも悪影響を及ぼします。最も基礎的な農業の生産資源である農地は、一度荒廃するとその回復が困難で、安心できる農畜産物を将来にわたって安定的に供給するには、無秩序な土地利用や遊休・荒廃化を防ぎ、営農に適した良好な状態で確保し、有効利用を図っていくことが重要です。

また、農地の持つ環境保全や良好な農村景観の形成、保水機能のためのため池整備など農業生産活動以外の多面的機能の向上を推進します。

2 農用地等の保全整備計画

| 事業の種類 | 事業の概要 | 受益の範囲 | | 備考 |
|-------|---------------|-------|----------|-----|
| | | 受益地区 | 受益面積(ha) | |
| 排水改良 | 排水機場改修 1機場 | 長沼 | 50 | 別図⑦ |
| 排水改良 | 排水路改修 L=100m | 長沼 | 20 | 別図⑧ |
| ため池改修 | ため池改修 1箇所 | 若槻 | 20 | 別図⑨ |
| 排水改良 | 排水路工 L=1,000m | 清野 | 20 | 別図⑩ |

3 農用地等保全のための活動

(1) 流動化及び利用集積

農業上の利用の増進を図る農地については、認定農業者等の多様な担い手を確保・育成し、長野市農業公社及び長野県農地中間管理機構を活用しながら、流動化を促進し、担い手への利用集積を図っていきます。

地域ごとに農地の利用状況を把握し、総合的かつ継続的な遊休農地対策を実施していきます。

(2) 多面的機能の維持

農業・農村は、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有していますが、近年の農村地域の過疎化、高齢化の進展、耕作放棄地の増加により集落機能は低下しつつあります。

農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等、地域の共同活動に対し、直接支払い制

度などにより支援を行い、農地を保全していきます。

（3）都市・農村交流を通じた保全

農業体験交流事業、小中学生農家民泊事業など都市住民との交流や定住促進のための住民の主体的な地域活動に対する支援を行い、耕作放棄地の利活用等を通じて、農用地の保全につなげていきます。

また、住民自治協議会が設立する法人等による市民菜園の開設を促進し、遊休農地の増加を防止します。

（4）環境にやさしい農業の推進による農地の保全

化学肥料・化学合成農薬の使用低減のほか、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払制度」や、性フェロモン剤の導入や生分解性のマルチシートの導入のための支援、各種認証制度を活用し、環境にやさしい農業を推進し、農地の持続的な保全や環境調和型の農業の実現に取り組みます。

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業が産業として発展していくためには、農用地の確保と経営規模の拡大が重要であり、農業者が他産業従事者並の所得が得られるよう育成する必要があります。

このため、農業経営基盤強化促進基本構想において、目標とすべき経営規模を営農類型ごとに示し、農業経営の改善計画により生産・規模拡大等農業で自立を志向する農家（認定農業者）や法人を含む多様な担い手への農用地の利用集積を図ります。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 農用地等の流動化

農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心となって農地の流動化や利用集積事業を進めてまいりましたが、さらに市内全域に農地流動化協力員を配置することにより、事業の推進を図っています。また、農家相談会を開催し、農家の相談に応じるとともに収集した農地の情報を活用して、出し手と受け手のマッチングに努めています。

「地域計画」の実現に向け、認定農業者をはじめ多様な農地の担い手を幅広く確保し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めます。

さらには、農業の担い手の確保と遊休農地の解消を図るため、企業等の農業への参入を支援します。

(2) 農作業の受委託の促進

地域の実態に応じた農作業受委託体制を支援し、長野市農業公社と連携をとりながら農作業の省力化、生産性の向上を進めます。

(3) 組織体制

長野市農業公社が中心になって、多様な担い手への支援、農地の流動化の促進、農作業受委託の促進、機械を所有するオペレーターへの仲介・あつ旋等を行っていきます。

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

生産から流通過程にわたり生産の近代化と合理化を図るとともに、輸送機器の大型化と高速化、市場ロットの大型化、消費者ニーズの多様化と高度化等に対応できる流通販売体制の整備を図ります。特に生産段階においては、大型機械の導入やロボット、AI、IoT 等先端技術を活用したスマート化などを進め、農作業の省力化と低コスト化を図り高品質作物の安定生産に努めるとともに、気象災害に強い産地づくりや鳥獣からの被害を防止するため、気象災害防止施設及び鳥獣害防止施設の導入を図ります。

第6 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備計画

1 農業を担うべき者の確保・育成施設の整備

定年帰農者、農業に関心のある市民、農業への参入を希望する企業など多様な人材を農業の担い手として育成するため、平成29年4月、農業研修センターを開設しました。

[農業研修センター概要]

| | |
|------------|---|
| 施設の種類 | 農業研修施設(就農支援施設) |
| 施設の内容 | 就農に必要な知識、技術の習得のための農業研修施設 |
| 位置及び規模 | <ul style="list-style-type: none">・ 長野市松代町東寺尾 3245・ 全体面積 12,801 m² 研修センター（駐車場含む）用地 2,249 m² 研修農園用地 10,552 m²・ 建物 2棟（研修・休憩棟 152 m²、倉庫 76 m²） |
| 主な研修（講座）内容 | <ul style="list-style-type: none">・ 担い手育成 野菜コース 野菜栽培の基礎から専門的な知識・技術まで総合的に学ぶ、講義と実習を組み合わせた研修・ 担い手育成 果樹コース 長野県で栽培されているりんごの主要品種の栽培について、基礎から専門的な知識・技術まで総合的に学ぶ、講義と実習を組み合わせた研修・ 野菜づくり中級コース 野菜栽培の専門的な知識・技術を習得することによりレベルアップを考えている方が学ぶ実践的な研修・ 野菜づくり初級コース 野菜の栽培を始めて間もない方やこれから始めたいと考えている方が、栽培技術の基礎を学ぶ研修・ 企業向けコース 農業参入を希望する企業が、栽培したい野菜を自由に選択し、実習と講義により栽培技術を学ぶ研修・ 特別講座 農業経営の知識や野菜作りの基本等を学ぶ単発の研修 |

2 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 新規就農の促進

県・農業委員会・長野市農業公社・農業協同組合などと連携したサポートチームにより、新規就農支援や農地の賃借等の相談を行うとともに、農業技術・知識の習得を支援します。

また、研修中及び就農後の不安定な期間の生活資金・経営資金を確保するため、国的新規就農者育成総合対策事業のほか、市の親元就農者支援制度や農業体験受入事業等により、次代を担う人材の確保・育成を図ります。

働き方改革が進む中、就農相談会において地方への移住を望む者に対し就農支援制度の情報を積極的に提供することで、U・J・Iターン、定年帰農などの新規就農を促します。

(2) 多様な担い手の育成

(ア) 認定農業者制度による支援

年間所得目標や年間労働時間といった経営目標を掲げ、経営規模拡大や労働時間の削減を図り、経営改善を図ろうとする意欲ある農業者に対しては、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を活用し、農業機械補助等の補助制度及び制度資金の活用を通じて支援します。

(イ) スマート農業の推進

学術機関と連携し、センシング技術をはじめとする新たな先端技術の研究に取り組むとともに、労働負荷の高い作業へのスマート農業機械の導入を支援し、労働生産性の向上や新たな人材の確保を図ります。

(ウ) 農福連携の促進

農業分野の労働力不足と福祉分野の労働機会不足など、双方の課題解決に向けて農福連携の取り組みを推進します。

長野市農業公社に専任職員を配置し、障害者就労支援施設等と連携しながら農作業お手伝いさんを育成し、農家へ派遣できるようにします。

(エ) 地域グループの法人化に向けた支援

長野市農業公社において、地域グループの法人化に向けた支援を行うとともに、設立及び増資に対する出資や助成を行います。

また、共同で利用する農業用機械の購入に対し、補助金の交付を通じて、集落営農組織の育成につなげます。

(3) 女性農業者の参画促進

女性農業者が、農業経営に参画できる環境づくりは、地域農業の健全な発展に繋がること

とから、技術や知識を取得する各種研修会、講演会等を開催するとともに、今後の地域のリーダーとなる人材を育成します。

また、魅力ある農業を営んでいくため、家族経営協定の普及・促進を図ります。

(4) 農業・農村に対する理解の促進

関係機関と連携しながら農作業体験を通じた都市部住民との交流事業を推進するとともに、市内小中学校における米や野菜、果樹など地域の特色を生かした農業体験学習の機会を通して、農業に対する理解や郷土料理など地域の食文化に対する関心を高めます。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

2020 農林業センサスでは、総農家 9,902 戸のうち自給的農家が 6,078 戸で 61.4%を占めています。販売農家は 3,824 戸で 38.6%に留まっています。

また、農業経営体（個人経営体）4,133 経営体を主副業別にみると、主業経営体は 661 経営体で 16.0%、準主業経営体は 614 経営体で 14.9%、副業的経営体は 2,858 経営体で 69.2%にのぼっています。

一方、コロナ禍でのテレワークの普及に伴い、農業に基盤を置きながら自らの個性や能力を生かした仕事を組み合わせ自己実現を図る「半農半X」など農業への関わり方も多様化しています。

市街地近郊においては兼業収入を得られやすい環境にあるとともに、農業以外の収入を得る手段は増えてまいりましたが、特に中山間地域の就労の場は少ないため、地域の特性を生かした就業の場を確保してまいります。

| | |
|-------|---|
| 農家 | 経営耕地面積が10アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯 |
| 自給的農家 | 農家の内、経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円未満の農家 |
| 販売農家 | 農家の内、経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家 |
| 主業農家 | 農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体 |
| 準主業農家 | 農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体 |
| 副業的農家 | 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体 |

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

中山間地域では、農産物直売所や加工施設を活用し、地域農畜産物の加工・販売の促進や地域特産品の育成により、特色ある地場産業の振興を通じて就業機会の確保に努めます。

また、消費者に向けた情報発信や地域資源を活かした農業体験交流事業、食農体験事業、グリーンツーリズム等による観光と農業との結合により地域の活性化を図ります。

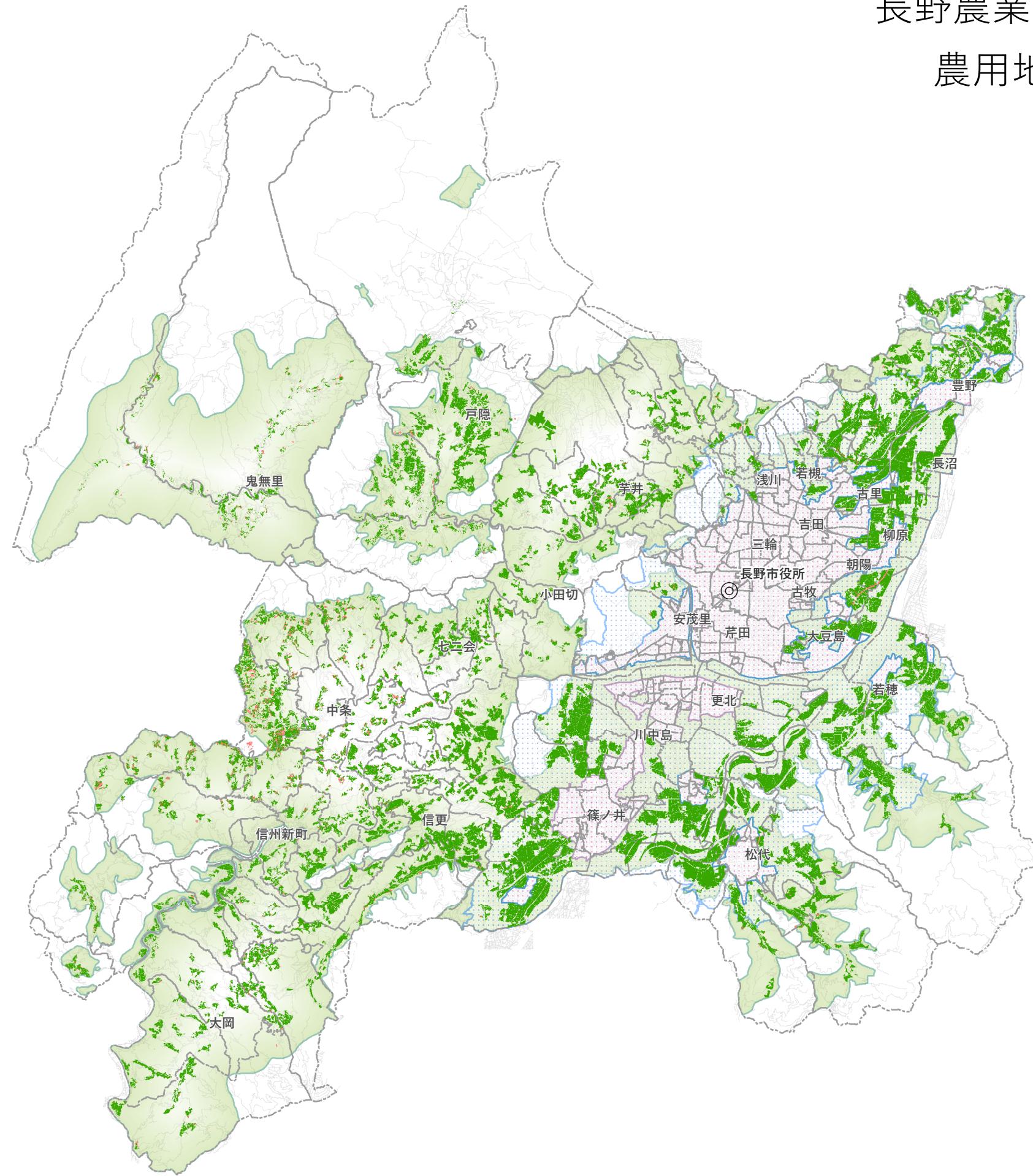
第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村生活環境の改善を図るため、中山間地域を中心に農村環境改善センターなどが整備されたほか、平成18年度までに農業集落排水施設は計画地域全てで事業完了しました。

今後は、農村環境改善センターについては、住民の自主的な活動による施設の維持管理・運営が行われるよう努めていきます。

長野農業振興地域整備計画 農用地区域図（案）



S=NoScale

| 凡 例 | |
|-----|---------|
| | 行政界 |
| | 市街化区域 |
| | 市街化調整区域 |
| | 農業振興地域 |
| | 農用地区域 |
| | 農振除外 |

別図 農業生産基盤整備開発計画図
農地等保全整備計画図
(その1)

用水改良① 豊野地区 A=240ha
畑かん施設改修 L=500m

排水改良⑦長沼地区 A=50ha
排水機場改修 1機場

ため池改修⑨若槻地区 A=20ha
ため池改修 1箇所

排水改良⑧長沼地区 A=20ha
排水路改修 L=100m

用水改良② 若穂地区 A=80ha
取水口改修 1箇所
導水路補強工 L=397m

別図

農業生産基盤整備開発計画図
農地等保全整備計画図
(その2)

